



Tokyo Gakugei University Repository
東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	ドイツにおける中等学校制度再編の多様化の論理(fulltext)
Author(s)	前原,健二
Citation	東京学芸大学紀要. 総合教育科学系, 64(2): 341-350
Issue Date	2013-02-28
URL	http://hdl.handle.net/2309/132674
Publisher	東京学芸大学学術情報委員会
Rights	

ドイツにおける中等学校制度再編の多様化の論理

前原 健 二*

教育学分野

(2012年9月13日受理)

1 本稿の課題

明確な形の分岐型中等教育制度を保持してきているドイツにおいては、各州が様々なその制度の改編を進めている。本稿は、そうした近年のドイツの学校制度改革の動向を素材として、学校制度の多様化の現実的な論理構造を分析するものである。すでに中等教育制度の単線化を実現した国においては分岐型の制度は前時代的な遺制と見えがちである。しかし、戦後日本の教育政策史においても学校制度の「多様化」は繰り返し現れる主題であったし、実際、今日においても初等中等教育段階についても様々な多様化が模索されている¹。そうした点に照らせば、今日の時点で先進諸国中最も活発にそうした議論と制度の改編が進められているドイツの事情、特に多様化の制度論理については常に十分な関心が払われてよい。

本稿が具体的に検討の対象とするのは、おおむね2000年代半ば以後、今日に至るまでのドイツの中等学校制度改革の全般的状況と、そこで打ち出された当面の決着点と見るべき新しい二分岐型中等学校制度である。学校制度の機能を社会の必要に応じた選別・配分機能と、個人の必要に応じた成長発達の支援機能の二つの軸において捉える見方に従うならば²、学校制度の多様化をめぐる議論は何よりもまずこれらの二つの軸に対する独特の意味づけを争うことになる。本稿はこうした観点を意識しつつ、現代ドイツにおける中等学校制度再編における多様化の論理を分析するものである。

分析の具体的な観点として、第一に、ドイツ各州の中等学校制度の「分岐型」の新旧二つの意味が区別さ

れなければならない。従来、ドイツの各中等学校種は目標とする修了資格によって基本的に区別され、それに応じた修了年限と教育課程を与えられてきた³。それに対して今日焦点となっているのは、取得可能な修了資格において同権的な複数の学校種を置くシステムである。こうした分岐型の意味の転換を踏まえることが重要である。第二に、表面的には類似したシステムでありながら、実際は大きく異なる多様化の制度論理が登場している点が見逃されてはならない。本稿は、超党派的な合意の上に中等学校制度改革を同様に進めながら、その内容と多様化の正当化根拠において対照的な事例としてハンブルク市（都市州、以下ハンブルクと略記）とノルトライン・ヴェストファーレン州（以下NRWと略記）を具体的に取り上げる。

本稿に直接関連する先行研究としては、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州における地域共通学校の導入過程を扱った拙稿がある⁴。そこではPISA調査の結果と学齢人口の漸減が中等学校制度の再編につながる状況が明らかにされている。これは本稿と同じ主題を扱っているが、同権的な分岐システムに関する超党派の合意という状況が生まれる以前の段階を対象としたものである。またト部匡志はラインラント・プファルツ州における「新しい中等学校」の性格について、カリキュラム構造の継受・異同という観点から迫っているが、学校制度論的な観点は十分に追究されていない⁵。文部科学省編による『諸外国の教育動向』⁶は米英仏中韓と並ぶ主要国のひとつとしてドイツを取り上げ、毎年の重要な改革動向を紹介しているが、制度理論的な分析や政治過程論的考察は欠けている。本稿はドイツの最近年の状況を押さえた上で一定の観点からの制

* 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター（184-8501 小金井市貫井北町4-1-1）

度理論的な分析を提示することによって、単線型の中
等学校制度を自明視しがちな日本社会の状況に対する
学的貢献を果たそうとするものである。

2 「三分岐型」中等学校制度の拡散と収斂

すでに今日、ドイツの中等学校制度を三分岐型と表
現するのは妥当ではない⁷。それは「第四」の類型と
しての総合制学校、あるいは特別支援教育の学校を数
え上げていないからではない。ギムナジウム、実科学
校、基幹学校という1964年のハンブルク協定以来定
着してきた名称とは異なる名称、異なる組織編成原理
による中等学校が各州で次々に設立されているからで
ある。

こうした中等学校制度の再編の契機は2000年以降
のOECDによるPISA調査である⁸。「PISAショック」と
呼ばれ社会問題化したドイツの結果の要点は、①全体
としての成績がOECDの平均以下であること、に加え
て②教育機会の階層的不平等の度合いが著しく高い
こと、であった。これについて、一方ではフィンラン
ド、日本など単線型学校制度をもつ国が好成績を残し
たことなどを背景に、10歳ないし12歳で分岐する学
校制度が階層的不平等の構造的要因となっており、そ
のため全体として15歳児の学力水準が低くなってい
るのではないかと分岐型学校制度を批判する議論
がある。他方、ドイツ各州の成績を見てみると、基礎

学校段階での成績に基づく厳格な分岐を維持してきた
州の成績が上位であること及び総合制学校の比重の高
い州において階層格差が大きいと見られることなどを
背景に、むしろ分岐時点での進路指導の徹底を求める
議論もある⁹。ドイツでは常設文部大臣会議における
全国的協定の枠内で各州がそれぞれに学校制度に関す
る責任を持つ。近年の再編はドイツ全16州のすべて
において多彩に生じている。三分岐型と呼ばれていた
ドイツの中等学校制度は、いわば拡散している。

表は2011年末の時点におけるドイツ全16州の普通教
育の中等教育段階Ⅰの学校の名称を具体的に示したも
のである。この表から明らかになることは、①ギムナジ
ウムはすべての州で保持されていること、②伝統的な
中等学校種であるHauptschule（基幹学校）、Realschule
（実科学学校）を廃止した州が相当数あること、③多様
な名称の「新しい」学校種が相当数存在し、それらは
Gesamtschule（総合制学校）と並存している場合もあ
れば、それを欠いて存在している場合もあること、で
ある。

「新しい」学校種であるGemeinschaftsschule, Oberschule¹⁰
などはすべて「複数の教育課程を提供する」中等学校
である。つまり従来の基幹学校と実科学学校の区別を廃
し、ひとつの学校種に統合したものである。またそれ
にとどまらず、それ自身にギムナジウム上級段階を備
え、直接アビトゥアへの道を用意するもの、同種の学
校で連携してひとつのギムナジウム上級段階を設置す

表 各州の中等教育段階Ⅰの学校の名称 (2011年末時点)

バーデン・ヴュル テンベルク	HS, RS, GesS, Werkrealschule, Gymnasium	ニーダーザクセン	HS, RS, GesS, Oberschule, Gymnasium
バイエルン	HS, RS, Mittelschule, GesS, Gymnasium	ノルトライン・ ヴェストファーレン	HS, RS, GesS, GemS, Gymnasium
ベルリン	Integrierte Sekundarschule, GemS, Gymnasium	ラインラント・ プファルツ	Realschule plus, GesS, Gymnasium
ブランデンブルク	GesS, Oberschule, Gymnasium	ザールラント	Erweiterte Rs, GesS, Gymnasium
ブレーメン	Oberschule, Gymnasium	ザクセン	Mittelschule, Gymnasium
ハンブルク	Stadtteilschule, Gymnasium	ザクセン・アンハルト	Sekundarschule, GesS, Gymnasium
ヘッセン	HS, RS, GesS, Mittelstufenschule. Gymnasium	シュレスヴィヒ・ホル シュタイン	HS, RS, GemS, Regionalschule Gymnasium
メクレンブルク・ フォアポンメルン	GesS, Regionalschule, Gymnasium	テューリンゲン	Regelschule, GemS, Gymnasium

HS = Hauptschule, RS = Realschule, GesS = Gesamtschule, GemS = Gemeinschaftsschule

*各州学校法及び各州文部省ウェブサイト掲載の情報による（最終確認2012年3月1日）。2011/12年度（=2011年度
秋スタートの新学期）ないし2012/13年度から新しい学校種の導入が決定している州、ひとつの学校に新旧の名称が
冠せられている州、同種の学校の一部にのみ新しい名称が付されていると思われる州もある。そのため表の内容は流
動的である。

るものもある。

以上を踏まえて現時点での中等学校制度の再編の方向性を大きくまとめるならば、それは「ギムナジウム+1種」のかたちへ進みつつあると言える¹¹。「+1種」の中等学校の名称は区々であるが、少なくとも従来の基幹学校と実科学校の教育課程を提供するという点で共通している。こうした方向への改革が進められている理由は大きくいって二つある。ひとつは早期分化の度合いを緩めて「共通の学習」の時間を延長することが教育上望ましいという判断が広まっていること、もう一つは学齢人口の減少である¹²。とはいえ、実際の制度改革の内容は州によって相当の差異がある。次節では、表面上類似していながらその制度論理において対照的なハンブルクとNRWの事例を取り上げて検討する。検討に際しては、それぞれの文部省が作成した新しい制度に関する資料の他、議会審議の議事録及び議事資料を参照する。

3 新しい二分岐型の模索

3.1 アビトゥアへの二つの道：ハンブルク

2011年時点で、ハンブルクには第5学年時から進学する中等教育段階Ⅰの学校としてギムナジウムとStadtteilschule（以下SttS）の二種類がある。このハンブルクのSttSの特徴は、それがギムナジウムに対するオルタナティブとしてアビトゥアへのもう一つの道を開く中等学校であることが明示されていることである。ハンブルク文部当局の発行しているパンフレットによれば、SttSの特徴は次のような点にある¹³。

- ①第5学年から第13学年までの教育課程を提供し、各人の達成に応じて伝統的な学校種と同じ修了資格（アビトゥアを含む）が取得できる。ただしギムナジウムは全面的に12年制に移行しているので、アビトゥアまでの年数は1年長くかかる。
- ②基本的に学力の異質性の高いクラス編成を維持する。つまり学力の高い生徒と低生徒がひとつの教室で「共に学ぶ」機会を意図的に長く設ける。そのため、ひとクラスの定員をギムナジウムより小さくする。
- ③ハンブルク市内のすべてのSttSはそれぞれに個性や重点を持つようにする。生徒の父母は生徒の進学先を指定された地域内の複数のギムナジウムとSttSの中から自由に選択できる。

ハンブルクにおけるSttSはCDU（キリスト教民主同盟）単独政権下に企画され、最終的にはSPD（社会民主党）の合意を得て2007年に導入が決定された。こ

の合意は10年間は保持されるものとされており、2008年からのCDU/GAL¹⁴連立政権下で2010/11年度学期から本格的にスタートすることとなり、2011年選挙後のSPD単独政権においてもそのまま継続・推進されている。総合制学校、実科学校、基幹学校はその学校の意向とは関係なく、一部は統廃合も経て、SttSへ改組された。ギムナジウムについては希望があればSttSへ転換できるとされているが、管見の限りでは現時点でそうした変化はない。

SttSの制度導入の過程ではGALは反対にまわり、またCDUとSPDの間にも基本的な見解の相違があった。このことを制度の導入を決めた2007年の議会議事録に即して示しておきたい。

ハンブルクではPISA2000、PISA2003の結果をうけ、2006年に全党合意による検討委員会が設置された¹⁵。委員会は議席数に応じた議員代表と各党が指名した専門家によって構成された。この委員会は学校制度改革の個別論点のすべてについて採決を行った結果を付した報告書を2007年3月に議会へ提出した¹⁶。報告書の提案に沿ってハンブルク学校法改正が可決され、上述のような新しいSttSが誕生することとなった。

報告書に明記され、また法案の審議過程でも強調されていたのは、ギムナジウムとSttSがともにアビトゥアの取得を可能にするが「異なる教育の理念」に依拠するものであり、「実践的な学習を志向することに重きを置くまったく新しい学校」だということであった¹⁷。

実際の法案審議の過程で議会内政党として唯一反対したのはGALであった。「9カ年間の完全な単一学校制度」を求めるGALによれば、ギムナジウムを保持したまま残りの学校をSttSに再編したとしても、それは問題の解決にならない。二つの異なる教育の理念などというのは結局は根拠のない時代遅れの「才能理論」¹⁸の焼き直しに過ぎず、中等学校種の違いは従来と変わらず社会階層の違いを反映したものとなるというのである。ここでいう「才能理論」とは、子どもが10歳にもなれば理論向き、実務向き、手仕事向きの三方向に分けられるそれぞれの「才能」をはっきり示すようになるから、それを的確に判断することで最善の進学先が決まる、として三分岐型の学校制度を正当化する「根拠のない俗論」として知られてきたものである。

興味深いことに、総論としてはCDUとともに二分岐型への再編に賛成する立場のSPDは、議会審議の中ではしばしばGALへの共感を表明している。「CDUにとってこの二分岐型はゴールである。我々SPDにとっては『万人のための学校』へ向かうスタートであ

る」¹⁹といった主張からは、SPDにとってこの再編が過渡的なものと位置づけられていることが読み取れる。根本的には単一学校制度を志向するSPDがSttSの導入に賛成した理由のひとつとして、それがギムナジウムという存在自体に親近感を持ちにくい階層に対してアビトゥアへの道を確認する方途として適切だと判断されたことが挙げられる²⁰。

3. 2 Sekundarschuleの選択的導入：NRW

NRWでは2010年にSPD/緑の党による少数連立政権下（全181議席中90議席）で、CDUも合意して新しい学校種としてのGemeinschaftsschule（以下GemS）が導入された。GemSは基幹学校、実科学学校、総合制学校が単独で、または統合して、地域自治体の申請によって転換するものとされていた。CDUがこれに合意した理由としては、すでにNRWでは基幹学校の半数、実科学学校の約30%、ギムナジウムについても15%程度の学校において十分な数の生徒を集められない状況があり、学校の統廃合が必須の状況であったこと、修了資格に対する需要を踏まえれば「小さな総合制学校」としてGemSを置かざるを得ないこと、が挙げられる²¹。そのため、従前からの総合制学校の開設のためには1学年112人（＝28人×4クラス）必要とされる最小生徒数が、GemS開設の場合は69人（＝23人×3クラス）と軽減されていた。

GemSは地域自治体の申請による実験的なプロジェクトとして導入され、2010/11年度からは12校がGemSに転換した（すべて基幹学校からの単独転換）。しかし、2011年4月8日に州の行政裁判所、6月9日には上級行政裁判所においてGemSの開設は「違憲」の判決を受け、その導入は頓挫することになった²²。連立与党はこの違憲判決を受けて州憲法および学校法の改正を余儀なくされ、改めてCDUとの協議に臨み、2011年7月19日付でCDUを交えて「NRW教育政策合意」²³を締結した。「合意」の主旨はGemSの導入を柱とした学校制度改革に州憲法・学校法上の明確な基礎を与えることであった。ただし、新しい中等学校の名称はGemSではなく、Sekundarschule（以下SekS）と改められた。

こうして、いわば仕切り直しとなったNRWの中等学校制度改革の概要は次の通りである²⁴。

- ①州全体として一律の改編はしない。改編は地域自治体の申請による。
- ②州全体としては基幹学校、実科学学校、ギムナジウム、総合制学校と並んでSekSが中等学校段階Ⅰに存在するものとする。

③SekSは第5学年から第10学年までとし、独自のギムナジウム上級段階は保有せず、他のギムナジウムまたは総合制学校と提携する形とする。

④第5・6学年時は共通学習、または分化を伴う合同学習。第7学年時からの統合、分化の度合いは地域自治体および学校会議の意向に従って決められる。

⑤アビトゥアの取得を可能にするように第二外国語科目を選択科目として提供する。

⑥一クラスの最大人数は25人、最低3クラス編成を必要とする。

⑦上記の態勢に関する合意を、2023年までは維持する。

NRWで導入されるSekSの最大の特徴は、それが制度上はすべての10歳児にアビトゥアへの道を残すものではあっても、必ずしもギムナジウムのオルタナティブとしての位置づけを与えられているとは言えないという点である。GemSからSekSへと修正が図られる中でSekSは第10学年までとされ、独自のギムナジウム上級段階をもつ可能性がなくなった。このことの代償として、自治体が独自のギムナジウム上級段階を持つ学校を設置しようとする場合には、総合制学校を従来より若干要件を緩くして（最低28人×4クラスから、25人×4クラスへ）設立できることとされたが、この基準の緩和が意味をもつのはもともと生徒数の多い都市部に限られる。したがって、農村部及び小都市について考えるならば、アビトゥアへの道という意味でギムナジウムのオルタナティブとなるという意味合いはきわめて薄いものと言える。

もう一つの特徴は、SekSへの転換が自治体の申請によるとされたことである。つまり州全体に一律に適用される改編ではなく、州の基本的学校制度としては従来の型を維持しつつ、それが困難な自治体においてのみ新しい学校種としてのSekSを導入するということである。この「困難」の実質はもっぱら学齢人口の減少であることから、この点においてもギムナジウムのオルタナティブとしての性格は薄いと言いうことができる。

NRWの議会審議の過程をみると、まず州行政裁判所によるGemSに関する違憲判決の直後にCDUは独自の学校法改正案を提出している²⁵。その内容は、GemSに替えて、ほぼ単純に基幹学校と実科学学校を組織上結合するVerbundschuleというタイプの学校を、従来基幹学校及び実科学学校に適用されていた最低学級数の基準を緩めて（1学年最低3学級から最低2学級へ）法制化するということであった。対して連立与党のSPD

と90年連合/緑の党は7月12日に対抗的な法案を提出しているが²⁶、それは違憲判決を踏まえてGemSを正式に学校法に位置づけるものであった。「NRW教育政策合意」が公表されたのはこの一週間後である。提出されていたそれぞれの法案とこの「合意」を比較してみるならば、「合意」は連立与党側からのGemSの名称の放棄、及び新しい中等学校種に独自のギムナジウム上級段階を置く仕組みの撤回の2点の歩み寄りによって成立したことがわかる。「合意」以後の法案審議においては「合意」に加わっていないFDP(分岐型の堅持を主張)と左翼党(徹底した統合を主張)からの批判に対して「合意」側が①親・生徒の進学希望の変化への対応の必要性、②自治体に学校種の決定権限を委譲することの妥当性、を主張するという構図で議論が展開された²⁷。新しい中等学校種のカリキュラムは既存の基幹学校、実科学校、総合制学校のものに適宜準拠するとされており、特に依拠すべき新しい教育の理念が議論されることはなかった。

以上のことから、NRWにおける中等学校制度の再編は、地域ごとに大きく事情の異なる生徒減と学校維持の困難に対処するため、地域ごとに新しい中等学校種の導入を可能にすることを最大の目的とするものであったことが確認できる²⁸。

4 新しい多様化の制度論理

4.1 「多様化」の正当化根拠の問い直し

2及び3で示したように州ごとに相当の偏差のある中等学校制度改革を教育制度論的に評価する際の枠組みとして、1980年代末にいち早く「二分岐型」への転換を理論的に打ち出したフレルマン(Hurrelmann, Klaus)の議論をここでは参照したい。フレルマンの議論は、親の進学志向の一般的な高まりを踏まえればアビトゥアへの道を持たない中等学校種が「残りものの学校」になる傾向は不可避であるとして、少なくとも10歳ないし12歳の段階でアビトゥアへの道を閉ざすことのないように中等学校を再編すべきだとするものであった。その際、フレルマンは単純な学校制度の総合制化を退け、独特の二分岐モデルを提唱していた。

彼によればドイツの教育の歴史の中には中等教育の課程を豊かに構成できる二つの教育理念ないし学習のスタイルを見出すことができ、そのひとつは伝統的なギムナジウムの理念と学習スタイル、もうひとつは新教育以降の生徒中心、行為志向的な教育実践の流れを継承するスタイルである。前者を体現する学校はそのままギムナジウムと呼ばれ、後者はOberschuleと呼ば

れる。この二種類の中等学校は、ともにそれぞれの教育理念によって生徒をアビトゥアへ導くことができる。これがフレルマンによるドイツの学校制度改革の新しい方向としての二分岐モデルの内容であった²⁹。

こうしたフレルマンの提唱は、それがドイツにおける中等学校制度の多様化を支える枠組み自体の転換を意味するという点において重要である。ドイツの伝統的な三つの中等学校種は修学年限もカリキュラムも異なるが、何よりも取得目標とする基礎的な職業資格によって区別されてきた。そこにおいては学校制度の多様化はほとんど社会の必要に応じた選別・配分機能において正当化されてきたと言える。それに対してフレルマンの提唱は、学校制度の多様化を正当化するもう一つの軸である個人の必要に応じた成長発達の支援機能を重視しようとするものであったとすることができる。

アビトゥアへの二つの道を展望するフレルマンの議論は2000年代半ばになって改めて注目を集めている³⁰。2007年にはフレルマン自身を含む32人の学者・政治家等によって二分岐型への転換を支持する公開アピールが出された³¹。長年ドイツの「学校の質」研究をリードしてきたフェント(Fend, Helmut)も、とりわけ大都市部においてはそうした二分岐型を導入してギムナジウム以外の中等学校において進路の開放性を保障することの意義をきわめて積極的に評価している³²。前述のハンブルクの報告書においても二分岐型の基本形はフレルマンの提唱に由来することが明記されている。

「ギムナジウム+1種」の新しい二分岐型を批判する論者もまた、フレルマンの議論と対峙することになる。ラツキ(Ratzki, Anne)はこのフレルマンの二分岐モデルについて、「姿を消してはまた現れる幽霊船のようなもの」であり、現実的妥当性を持たないと批判している³³。ラツキによれば、ギムナジウムのオルタナティブに位置づけられるべき学校は、いくら魅力的な教育と学習の理念を掲げようとも、結局ギムナジウムに行かれない子どもたち、ギムナジウムへ進学したものの成績不良により転籍を余儀なくされた子どもたちのための「残りものの学校」にならざるを得ない。新しいOberschuleは40年間の実践を積んできた既存の総合制学校ほどの教育的魅力を持つとは考えにくい。ギムナジウムを固守し、総合制学校を解体し、そして新しいOberschuleを導入する改革は階層的不平等と低学力という問題を解決するものではないどころか、むしろ悪化させるものである。教育の理念によって区別される二つの道という議論は、ラツキによれば、現実には階層的に序列化された学校制度に上品な説明を与

えただけのものに過ぎないということになる。

学校制度の多様化の正当化根拠を二つの軸において捉える本稿の観点からこうした批判を位置づけるならば、それは社会の必要に応じた選別・配分という軸はドイツ社会においてきわめて強固であり、個人の必要に応じた支援の軸へと正当化根拠をシフトすることは決して容易ではないと主張するものであるとすることができる。

4. 2 新しい二分岐型の制度論理

以上のような議論との関連においては、3. 1 及び 3. 2 において検討したハンブルクとNRWの中等学校制度再編の制度論理はどのように位置づけることができるであろうか。

ハンブルクの新しい中等学校制度の特徴は、「+1種」の学校が基本的に独自のギムナジウム上級段階を持つことであった。つまりそこにはアビトゥアへ直接つながる2種類の中等学校が存在する。これらは所要年限が1年違う他、SttSは基本的な教育理念においてもギムナジウムと異なる独自性を持つとされていた。つまりギムナジウムは理論的志向性の高い学習環境を、SttSは実践的志向性の高い学習環境を提供するとされ、その上で各学校がそれぞれに特徴のある教育(外国語、芸術、職業関係科目など)を提供する。親たちはそれを勘案して子どもの進学先を決めることになる。こうしたハンブルクの改革は現在ドイツの各州で進められている中等学校制度の再編の中で最も先鋭的なものと言える。ドイツ各州の中等学校制度の改革の状況を整理したティルマンは、ハンブルクの新制度をプレーメン、ザールラント、ザクセンと並ぶ「純粋二分岐型 Zweigliedrigkeit pur」と呼んでいる³⁴。

ハンブルクの事例は確かに理論志向的な学習の場であるギムナジウムと実践志向的なそれとしてのOberschuleというフレルマンの二分岐モデルにきわめて近い。とはいえ新しい制度の審議過程の分析を経た本稿の見地からここで確認されるべきことは、ハンブルクの新しい二分岐型は「才能理論」的な性格を確実に有しているという点である。つまり理論的志向性と実践的志向性という二つの教育理念(=学校種ごとの理念)はハンブルクの現代社会における児童生徒の発達の現実と支援の必要から具体的に導き出されたものではなく、既存の分岐型中等学校制度に対する役割期待をいわば焼き直したに過ぎない側面がある。そこでは「教育の理念の多様性」は「才能」や「個性」という言説と同様に、実際には社会の必要に応じた選別と配分を正当化する論理として機能することになる。た

とえばハンブルクではいわゆる「下方転籍」の制度は廃止されなかったため、ギムナジウムは成績不良の生徒を他の学校種、つまりSttSへ転籍させることができる³⁵。逆にSttSの成績不良者をギムナジウムへ転籍させる制度は存在しないから、要するにそこにあるのは、ラツキが危惧しているように、教育の理念の多様性ではなく、格差的な上下の関係である。

このこと、つまりハンブルクの新しい二分岐型は学校制度の多様化の正当化根拠を社会の必要という軸から個人の必要という軸へとシフトすることに必ずしも成功しているとは言えないのではないかという疑念は、当然に評価の枠組みとしてのフレルマンの議論に対しても向けることができる。フレルマンは近年の現実的な提言としては、ギムナジウム以外の既存の中等学校種をひとつにまとめ上げ、アビトゥアの取得を可能にするという形での二分岐型を推している。しかし今その現実的主張は措くとして、フレルマンの提唱それ自体は、ドイツの教育の歴史と理論の中から中等教育の課程を豊かに構成することのできる教育の理念を再発見し、現代における中等学校制度の閉塞的状况を打破する可能性を提起するものであったという点が重要である。したがってそれは既存の「才能理論」的な多様化だけを含意するにとどまらない、未完の可能性を持っているとすることができる。

NRWの事例は、「+1種」の学校に独自の教育理念の形成を求めているという点で、フレルマンのモデルからはさらに距離がある。そこでは中等学校制度の多様化はほぼ純粹に社会の要求の軸において正当化されているように見えるのである。とはいえ、法案の審議過程をふり返ってみるならば、ハンブルクとは大きく異なって、NRWで最も特徴的な論点は中等学校制度の編成を地域自治体の判断にゆだねることで膠着していた学校制度論議の打開が図られていたことであった³⁶。これはフレルマンのもともとの議論の中には存在しない観点である。現状ではNRWにおける中等学校制度の多様化の論理は児童生徒の教育の必要性に依拠したものということではできないが、地域自治体の必要に応じて小規模な学校の存続要件の緩和を図った新しい制度は、ある意味では逆説的に、学校制度の多様化の正当化根拠を個人の必要という軸へシフトさせる可能性を持つとも言える。小規模で、当然に異質性の高い学習集団を持つことになる中等学校は、それがSekSであれ既存の学校種であれ、地域の現実を踏まえて個人の必要に応じた自律的な学校づくりを求められるからである。

5 まとめと今後の課題

注

本稿は2000年代半ば以降のドイツにおける中等学校制度の再編について、まず全体的な動向を簡単に整理し(2),「ギムナジウム+1種」の二分岐型と呼べる中でも大きく異なる特徴を持つハンブルク(3.1)とNRW(3.2)の事例についてその具体的内容を議会審議の過程も参照しつつ提示した。続いてフレルマンの二分岐モデルの制度論理とそれへの批判を検討し(4.1),ハンブルクとNRWの事例を改めて学校制度の多様化の正当化根拠という観点から検討した(4.2)。最後に要点を簡潔にまとめ、今後の課題を提示したい。

教育論的には学力達成と進学の階層的格差を縮小するための「共通の学習」の時間の長期化の要請を、また行財政的には学齢人口の減少と基幹学校の構造的不人気を背景として、ドイツ各州では分岐型中等学校制度の再編が進んでいる。「ギムナジウム+1種」の二分岐型へ収斂しつつあると見えるその動向は、具体的内容においては相当の偏差がある。二つの異なる教育の理念によって中等学校制度を構成しようとする改革は、一見、学校制度の多様化の正当化根拠の軸を社会の必要から個人の必要へとシフトするものようであるが、その判断には大いに留保が必要である。教育の理念による学校制度の多様化という理論モデルは、未完の可能性にとどまっていると見るべきである。地域自治体に学校制度の編成を委ねる改革は、地域にとっての必要という論理を経由して、個人の必要に基づく学校制度の多様化につながる可能性を持っている。以上が本稿の結論である。

本稿はドイツ各州の動向の全体に万遍なく目配りしたのではない。とりあげたハンブルクとNRWの事例についても図式的な結論を若干急ぎすぎた面があると思われる。これら2州も含め、更に多くの州の改革の動向を政治過程にも目配りしながら継続的に把握・分析していき、学校制度の多様化の正当化根拠自体の多様性をより具体的に考察することを今後の課題としたい。

冒頭にも記したように、ドイツは中等学校制度の改革が最も盛んに展開されている国である。そこでの多彩な制度やプラン、議論や動態は現代日本の学校制度論に対して直接的にはないにせよ裨益する点が少ないと思われる。このことを多少なりとも示すことができているならば、本稿はその目的を十二分に果たしたことになる。

- 1 日本において1998年に学校教育法の改正により制度化された中等教育学校を分岐型学校制度の構成要素と見られるかどうかは多に議論の余地があるように思われる。年限や接続関係、教育課程、資格制度上の位置づけなどにおいて現在の中等教育学校は学校制度上の固有性を持っているようには見えないからである。
- 2 黒崎勲,「学校制度の分化と能力に応ずる教育」『子どもの発達と教育7 発達の保障と教育』,岩波書店,1979年,所収。
- 3 坂野慎二,『戦後ドイツの中等教育制度研究』,風間書房,2000年,参照。
- 4 前原健二,「PISA以後のドイツにおける学校制度改革の展望—「地域共通学校」の提唱と新しい学習論」『教育制度学研究』第12号,2005年,所収。
- 5 卜部匡司,「ドイツにおけるハウプトシューレの廃止過程に関する一考察」『徳山大学総合研究所紀要』第33号,2011年,所収。
- 6 文部科学省,『諸外国の教育動向』各年度版,明石書店。
- 7 Vereinigung der Bayerischen Wirtschaft e.V.(hrsg.), Aktionsrat Bildung: Bildungsreform 2000 – 2010 – 2020. Wiesbaden, 2011, S.93.
- 8 Vgl., Deutsches PISA-Konsortium (Hg.), PISA 2000, Opladen 2001. PISA-Konsortium Deutschland (Hg.), PISA 2003, Waxmann, 2005.
- 9 Vereinigung der Bayerischen Wirtschaft e.V.(hrsg.), a.a.O., S.94f.
- 10 Gemeinschaftsschule は英訳としては community school, Oberschule は high school となる。多彩な名称のすべてに訳語を当てることの煩を避けるため、本稿では基本的に新しい学校種は原語及び略号で記す。Gemeinschaftsschule が宗派共同学校の意味で用いられる州もあるが、本稿はそれには言及しない。
- 11 Vgl., Tillmann, K.-J., Das Sekundarschulsystem auf dem Weg in die Zweigliedrigkeit. In: Pädagogik, 64 (5), 2012, S.8–12.
- 12 Rösner, E, Veränderungen der Schulstruktur in Schleswig-Holstein als Konsequenz demographischer und gesellschaftlicher Entwicklungen. Gutachten des Instituts für Schulentwicklungsforschung Universität Dortmund, September 2004. URL: http://www.bildung.bremen.de/fastmedia/13/bp_schleswig-holstein.pdf
- 13 Vgl., URL: <http://www.hamburg.de/contentblob/3171780/data/SttS-flyer.pdf>
- 14 GAL (緑の党オルタナティブリスト) は一般には90年連合・緑の党とは別組織であるが、ハンブルク GAL は90年連合・緑の党に属している。
- 15 Bericht der Enquete-Kommission “Konsequenzen der neuen PISA-

- Studie für Hamburgs Schulentwicklung”. Bürgerschaft der Freien und Hansestadt Hamburg, 18. Wahlperiode, Drucksache 18/6000. ハンブルクの議会資料の参照は, <https://www.buergerschaft-hh.de/parldok/> を利用した。
- 16 採決された個別項目は84, うちSPD議員代表は12項目に賛成しなかった。GAL議員代表が賛成したのは15項目に過ぎなかった。GAL議員代表が賛成したのは各学校の運営の自律性の一層の強化, 校種間の教員賃金水準の格差是正などの項目であった。Vgl., Ebd, Drucksache 18/6000, S.84-98.
- 17 Bürgerschaft der Freien und Hansestadt Hamburg, 18. Wahlperiode, Plenarprotokoll 18/75, S.3979. (CDU議員の発言部分)
- 18 Ebd., S.3970. (GAL議員の発言部分)
- 19 Ebd., S.3976. (SPD議員の発言部分)
- 20 Ebd., S.3975. (GAL議員の発言部分)
- 21 Heinemann, K., Auf die sanfte Tour. Gemeinschaftsschule in NRW – Rettung des Gymnasiums oder der Weg zur einen Schule für alle? In: Pädagogik, 63 (4), 2011.
- 22 Oberverwaltungsgericht NRW, 19 B 478/11. URL: http://www.justiz.de/nrwe/ovgs.nrw/j2011/19_B_478_11beschluss20110609.html 違憲判断の中心的理由は学区における基幹学校の廃止が憲法の規定に反すること, すでに総合制学校がある以上, 同様の趣旨で実験を名目にした新たな学校種を置くことが妥当でないことである。
- 23 “Schulpolitischer Konsens für Nordrhein-Westfalen. Gemeinsame Leitlinien von CDU, SPD und Bündnis 90/DIE GRÜNEN für die Gestaltung des Schulsystems in Nordrhein-Westfalen” (Düsseldorf, 19. Juli 2011) URL: http://www.schulministerium.nrw.de/BP/Sekundarschule/Schulkonsens_Eckpunkte.pdf
- 24 Ebd.
- 25 Landtag Nordrhein-Westfalen, 15. Wahlperiode, Drucksache 15/1915. NRWの議会資料の参照はhttp://www.landtag.nrw.de/portal/WWW/Navigation_R2010/040-Dokumente-und-Recherche/020-Parlamentsdatenbank/Inhalt.jsp を利用した。
- 26 Ebd., Drucksache 15/2362.
- 27 Ebd., Plenarprotokoll 15/45.
- 28 なおGemSの導入から「合意」へ至る過程での連立与党側の譲歩は違憲状態の早急な解消のためのCDUに対する譲歩と見ることができる。連立与党及びCDUによる憲法の該当条項の改正提案につき, Ebd., Drucksache 15/2768.
- 29 参照, 前原健二, 「分岐型学校制度の展望 — 修了資格による分岐から理念による分化へ」『季刊教育法』第103号, 1995年, エイデル研究所。
- 30 Hurrelmann, K., Erneuerung meines Plädoyers für ein Zwei-Wege-Modell im deutschen Schulsystem. Offener Brief an die Mitglieder der KMK vom 27.10.2006. URL: http://www.laengergemeinsam-lernen.de/fileadmin/lgl/Download/20061027_Hurrelmann.pdf
- 31 Hurrelmann, K., u.a., Schluss mit dem Streit! In: ZEIT ONLINE 21.11.2007 URL: <http://www.zeit.de/2007/48/C-Resolution> 2006年にはフレルマン個人によるKMKへの公開メッセージも出され, 反響を呼んでいた。なおこれらにおいては「+1種」の中等学校はOberschuleではなくSekundarschuleと呼ばれている。http://www.uni-bielefeld.de/Universitaet/Einrichtungen/Pressestelle/dokumente/Kultusminister_Offener_Brief_zu_PM185.pdf
- 32 Fend, H., Schwerer Weg nach oben. IN: ZEIT ONLINE 04.01.2008 URL: <http://www.zeit.de/2008/02/C-Enttaeuschung>
- 33 Ratzki, A., Zweigliedrigkeit. Ein tragbares Konzept für die Schulreform? In: Pädagogik, 59 (2), 2007, S.48-50.
- 34 Tillmann, a.a.O.
- 35 Heinemann, a.a.O., 2011. Ders., Düsseldorfer Schulkompromiss. Ein politischer Erfolg, aber eine pädagogische Nullnummer. In: Pädagogik, 63 (11), 2011.
- 36 州全体としての改革ではなく地域自治体の主体的選択に委ねる形式の学校制度改革は他の州でも進んでいる。前原, 前出, 2005年。Wiechmann, J., Die Einrichtung von Gemeinschaftsschulen in Schleswig-Holstein — der Kontext des Systemwandels in lokaler Entscheidung. In: Zeitschrift für Pädagogik, 57 (4), 2011.
- * 本稿で使用したウェブサイト上のデータは個別に記したものを除き最終確認2012年6月11日。

ドイツにおける中等学校制度再編の多様化の論理

Theories of diversification of secondary school system in the Federal Republic of Germany

前 原 健 二*

Kenji MAEHARA

教育学分野

Abstract

In each state of the Federal Republic of Germany, the reorganization of the branched secondary school system is now progressing in all federal states. There are some backgrounds for those reorganizations. First, the requirement for shrinking the hierarchical gaps of achievement and rate of school advancement is important from the viewpoint of the quality of education. Secondly, the necessity of reorganization of school system is also important from the viewpoint of school administration and finance, facing at the declining of pupils, especially in rural areas.

The trend for making a bifurcation system consisted of *Gymnasium* and one more type of secondary school, can be observed in most federal states at the time of the late 2000s. There is, however, not a little difference among the systems which have been introduced by each federal states of Germany.

In Hamburg, “*Stadtteilschule*” was introduced as an alternative type of secondary school against *Gymnasium*. *Stadtteilschule* can lead students to “*Abitur*”, i.e. qualification for entrance into university, after the 13th grade, with one year longer than *Gymnasium* after the 12th grade. While *Gymnasium* provides the academic oriented curriculum, *Stadtteilschule* provides the practice oriented one.

In North Rhine-Westphalia, “*Sekundarschule*” was introduced. It can be a fusion of “*Hauptschule*”, “*Realschule*” and “*Gesamtschule*”. This *Sekundarschule* has for itself no chance to lead students to *Abitur*. *Sekundarschule* is a new type of secondary education for the local communities which anguish the declining of pupil, and it has no specific educational characteristics.

In this paper, the cases of these two federal states are investigated, comparing with the theoretical framework of *Klaus Hurrelmann*, who advocated the “two pillar model” of German secondary education in the late 1980s. The reform, which organizes the bifurcation system with two distinctly different concepts of education, just as Hamburg, can be evaluated that it aims to shift a main criteria from the demand of society to the demand of individual at a glance. But, on the second thought,

* Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)

it can be also evaluated that it embodies the demand of society by adapting the classical stereotype of “academic oriented talent” and “practice oriented talent” to all pupil. The case of North Rhine-Westphalia has a theoretical possibility to produce a diversification of school system based on the demand of individual through the logic of the demand of local community.

Key words: Education in Germany, branched school system, single track school system, diversification

Curriculum Center for Teacher, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: ドイツの各州において、いわゆる分岐型中等学校制度の改革が進んでいる。こうした改革にはいくつかの背景がある。第一に、学力と進学率の階層的ギャップを縮小することが、教育的な見地からは必要となっている。第二に、特に農村部では、生徒数の減少によって、学校制度の再編成が、教育行財政的な見地から必要になっている。

二分岐型のシステムをギムナジウムともう一種類の中等学校で構成するという傾向が2000年代後半の時点で多くの州において見出される。しかし、ドイツの多くの州で導入されてきているその制度には、少なからぬ差異がある。

ハンブルクでは、ギムナジウムに対するオルタナティブとなる中等学校種として *Stadtteilschule* が導入された。*Stadtteilschule* は生徒にアビトゥアを可能にする、つまり第13学年時の後に大学への進学資格を与えることができるが、これは第12学年時の後にそれを与えるギムナジウムよりは一年遅い。ギムナジウムは理論志向的なカリキュラムを提供するのに対し、*Stadtteilschule* は実践志向的なカリキュラムを提供するとされている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では *Sekundarschule* が導入された。それは理論的には基幹学校、実科学校、そして総合制学校を統合するものである。この *Sekundarschule* はそれ自身としてはアビトゥアを生徒に与えることができない。*Sekundarschule* は主に生徒の減少に悩む地域自治体のために導入された学校であり、独自の教育的特徴を与えられていない。

本稿では、この二つの州の事例をフレルマン (Hurrelmann, Klaus) によって1980年代末に提唱された二分岐型の理論的枠組と比較して分析する。ハンブルクのように異なる二つの教育理念によって中等学校制度を構成しようとする改革は、学校制度の多様化の正当化根拠の軸を社会の必要から個人の必要へとシフトするもののように見えるが、「理論志向の生徒」「実践志向の生徒」というステレオタイプに生徒を当てはめるものとも言える。地域自治体に学校制度の編成を委ねるノルトライン・ヴェストファーレン州の事例は、地域にとっての必要という論理を経由して、個人の必要に基づく学校制度の多様化につながる可能性を、理論的に持っている。

キーワード: ドイツの教育, 分岐型学校制度, 単線型学校制度, 多様化